

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令案要綱

1. 関税割当制度が適用されている物品19品目のうち、半年ごとに関税割当
ての数量を定めている品目（麦芽）について、令和2年度下期における数量
を244,000トンと定めることとする。（別表関係）
2. この政令は、令和2年10月1日から施行することとする。